

会 議 名 議会運営委員会  
開閉日時 令和元年6月6日（木） 午前9時56分～午前10時20分  
会 場 高浜市議場

1. 出席者

2番 神谷直子、3番 杉浦康憲、8番 黒川美克、12番 鈴木勝彦、  
14番 小嶋克文、15番 内藤とし子  
オブザーバー 議長（11番）北川広人、副議長（10番）杉浦辰夫、  
5番 岡田公作、6番 柴田耕一、16番 倉田利奈

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 荒川義孝、4番 神谷利盛、7番 長谷川広昌、9番 柳沢英希、  
13番 今原ゆかり

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政G L

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

1 令和元年6月定例会について

(1) 議案の説明について

(2) 議案の取り扱いについて

(3) 一般質問の受付について

(4) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

## 2 その他

### 7. 会議経過

#### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会いたします。

#### 市長挨拶

#### 議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は、付議事項のとおりであります。それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

#### 《議 題》

##### 1 令和元年6月定例会について

##### (1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めます。

説（総務部） それでは、初めに提出予定案件一覧表をお願いいたします。案件といたしましては、諮問1件、同意1件、一般議案7件、補正予算2件及び報告4件の、計15件をお願いするものでございます。

その次の資料であります。提出予定議案の概要をお願いいたします。諮問、同意及び一般議案につきましては、この資料に基づいて御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員、田島久子氏の任期満了に伴い、再度推薦いたすものであります。

同意第4号は、監査委員、加藤仁康氏の任期満了に伴い、新たに伴野義雄氏を選任いたしたく、御同意をお願いするものであります。

議案第45号は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、法人税割の税率を改定するほか、軽自動車税の環境性能割を導入する等のものであります。

議案第46号は、地方税法の一部改正に伴い、同法を引用する本条例の条項ずれについて、条文の整備を行うものであります。

議案第47号は、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減基準について、5割軽減及び2割軽減の対象となる、軽減判定所得を引き上げるものであります。

議案第48号及び議案第49号は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、水道料金、加入者分担金及び工事負担金並びに下水道使用料を改定するものであります。

議案第50号は、低所得者に係る介護保険料の軽減のため、保険料を改定するとともに、軽減措置の対象者を拡大するものであります。

議案第51号は、高浜市立小中学校空調設備整備事業、設計・施工一括発注方式に係る、工事請負契約を締結するものであります。

続きまして、補正予算書をお願いいたします。議案第52号、一般会計補正予算（第2回）につきまして、御説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加し、補正後の予算総額を155億4,978万4,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。債務負担行為補正は、3つの事項について、期間及び限度額を定めるものであります。

24ページをお願いします。14款、国庫支出金及び15款、県支出金は、歳出と連動いたしておりますので、後ほど歳出のところで申し上げます。

26 ページをお願いします。18 款 1 項 1 目、基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額するほか、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金の減額に伴い、公共施設等整備基金繰入金を減額いたすものであります。

20 款 4 項 4 目、雑入は、後ほど歳出のところで申し上げます、地域活性化センターからの助成金及び自治総合センターからの助成金を計上いたすものであります。

28 ページをお願いします。歳出について申し上げます。2 款 1 項 2 目、文書管理費の文書管理事業は、土地及び償却資産の評価に係る審査決定取消請求訴訟等及びものづくり工房あかおにどんの返還に係る、賃借物返還調停等の対応業務を弁護士に委託するための委託料を計上いたすものであります。

3 目、市民活動支援費は、高浜の防災を考える市民の会が行う、防災資機材等の購入費を助成するためのコミュニティ助成事業補助金を計上いたすものであります。

12 目、企画費は、協働のまちづくりを継続していくため、まちづくり体験ソフトの導入や、若者が起業などにチャレンジできる場や機会を創出するための空き店舗等使用料を計上いたすものであります。

3 款 1 項 2 目、地域福祉推進費は、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対する臨時・特別給付金の支給及び障がい児の通所サービスの利用料の無償化に対応するためのシステムのソフトウェア修正業務委託料を、7 目、介護保険推進費は、介護認定支援システムを更新するためのソフトウェア開発修正業務委託料を計上いたすものであります。

16 目、介護保険事業費は、介護保険法施行令の改正に伴う介護保険料の軽減について、軽減相当額を介護保険特別会計保険事業勘定に繰り出しをするものであります。

30 ページをお願いします。3 款 2 項 2 目、保育サービス費は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援システム改修業務委託料を増額いたすものであります。

4 款 1 項 2 目、保健・予防費の老人・成人保健事業は、骨髄の提供を行った

市民及び市民が勤務する事業所に対する補助金を計上するもので、予防接種事業は、風しんの発生及びまん延を予防するための抗体検査及び検査後の定期接種に係る費用を増額または計上いたすものであります。

10款1項3目、教育指導費は、道德教育の抜本的な改善・充実に係る支援事業を実施するための費用を計上いたすものであります。

10款5項4目、青少年育成・活動支援費は、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金を減額いたすものであります。

続きまして、報告案件について申し上げます。報告案件をお願いいたします。初めに報告第5号は、債権管理条例の規定により、住宅使用料及び水道使用料について権利の放棄をいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

報告第6号は、一般会計の繰越明許費繰越計算書で、繰越明許費としてお認めをいただきました小中学校空調設備設置工事事業を初め、10の事業につきまして、その御報告をさせていただくものであります。

最後に、報告第7号及び報告第8号は、平成30年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が、6月定例会に付議させていただきます案件でございます。

なお、先方との兼ね合いもございまして、現時点、確定的なことは申し上げられません。ものづくり工房あかおにどんの返還に係る調停申立ての追加議案1件を後日、提案させていただく場合がございます。この場合におきましても御配慮を賜りますようお願いを申し上げます。御説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま当局より説明のありましたとおり、諮問1件、同意1件、一般議案7件、補正予算2件、報告4件であります。ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席願います。御苦労さまでした。

当 局 退 席

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明願います。

説(事務局 主査) それでは、議案の取り扱いについて説明させていただきます。6月定例会の会期につきましては、6月13日から7月4日までの22日間でございます。

議案の取り扱いにつきましては、6月13日の本会議初日において諮問第1号及び同意第4号を即決でお願いし、議案第45号から議案第53号までの上程、説明を受け、報告第5号から第8号までの報告を受けます。

6月18日、第2日目と19日、第3日目の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、6月21日の第4日目には、議案第45号から議案第53号までの総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。

6月25日の総務建設委員会においては、議案第45号から議案第49号まで及び議案第52号の6議案、6月26日の福祉文教委員会においては、議案第50号から議案第53号までの4議案の審査をお願いいたします。

補正予算につきまして、付託委員会区分を明示したものを配付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。なお、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申出事件についても御決定願います。

最終日の7月4日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件の順で行います。以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説

明しました（案）のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、（案）のとおり決定させていただきます。

### （３）一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより６月７日、金曜日の午前８時３０分から午後５時までとします。

質問の順序は受付順とします。ただし、６月７日の午前８時３０分以前に２人以上ある場合は、抽選により質問の順序を決めさせていただきます。これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

### （４）請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 きのうの締切日までに提出のありましたのは、陳情書９件です。陳情第１号から陳情第９号までにつきましては、付託先の委員会を事務局から発言を願います。

説（事務局 主査） それでは、お手元に陳情文書表（案）と、各陳情書の写しを配付させていただいておりますので、そちらをごらんください。

提出されました陳情９件の付託委員会につきましては、陳情第１号から陳情第５号までにつきましては、総務建設委員会に付託、陳情第６号から陳情第９号までにつきましては、福祉文教委員会に付託ということでお願いいたします。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について事務局より発言がありました

が、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

## 2 その他

委員長 初めに、先ほど開催されました各派会議において、議長から「高浜市総合サービス(株)に対する全員協議会の開催について」、6月定例会及び3月定例会の最終日に、議会からの要請として全員協議会を開催し、「高浜市総合サービス(株)の経営状況について」を議題とし、前年度決算または翌年度事業計画の説明を受けた後、質疑を行い、出席者として、高浜市総合サービス株式会社の出向職員並びに総務部長、市民部長に出席を求めてはどうかと提案がありました。

このことについて、各会派の御意見をお願いいたします。初めに市政クラブさん、お願いします。神谷直子委員。

意(2) 議長案で結構です。

委員長 次に公明党さん、お願いいたします。小嶋克文委員。

意(14) 公明党のほうも、議長案で結構です。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意(8) 私も、これで結構です。

委員長 次に共産党さん、内藤とし子委員。

意(15) 議長案で結構ですが、一般質問なんかはまた、関係ないというか、別に取り上げることはできるわけですか。

議長 総合サービス株式会社に対する一般質問ですけれども、総合サービスは高浜市の100%子会社ではありますけれども、民間会社としての位置付けになります。ですから、議会が民間会社に対して一般質問をするということではできませんので、高浜市の姿勢だとか考え方、そういったものを高浜市に、行政に問うのは、問題ないというふうに判断をしたいと思います。

委員長 その説明でよろしいでしょうか。

意（15） はい。

委員長 次に青政会さん、お願いいたします。柴田耕一議員。

意（6） 議長案で結構です。

委員長 次に高志クラブさん、お願いします。岡田公作議員。

意（5） 議長案でお願いします。

委員長 次に高浜市民の会さん、お願いします。倉田利奈議員。

意（16） 議長案で結構です。

委員長 各会派の意見を伺いましたが、議長の提案に賛成との意見が一致しましたので、このとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に同じく、先ほど開催されました各派会議において議長から提案のありました、公共施設あり方検討特別委員会廃止に伴う「公共施設あり方」の審査等について、公共施設あり方につきましても、議案となるものについては各常任委員会に付託し、公共施設総合管理計画、長期財政計画の進捗や変更、契約の締結などは、その都度、全員協議会で報告、協議することが提案されました。

このことについて、各会派の御意見をお願いします。初めに市政クラブさん、お願いいたします。神谷直子委員。

意（2） この議長案で結構ですが、不具合が出て調整が必要な場合は、議会運営委員会で調整していくことをお願いしたいと思います。

委員長 それを付け加えるということですね。

次に公明党さん、小嶋克文委員。

意（14） 議長案で結構です。

委員長 次に新政会さん、黒川美克委員。

意（8） 今、市政クラブが言われましたけれども、不具合が出た場合は議運で協議するだとか、いろんなことを言われましたけれども、そういった形でお

願いたいと思います。

委員長 追加するということですね。

次に共産党さん、内藤とし子委員。

意（15） 私も議長案で結構ですが、今出ています、不具合が出てきて、どうしても議長案のとおりだとまずいという場合には、また議運で相談してやっていていただきたいということを付け加えてください。

委員長 了解しました。

次に青政会さん、柴田耕一議員。

意（6） 基本的には議長案で結構ですけれども、公共施設だけは、各常任委員会全員でやってもらいたいというふうに思っておるんですけれども、そこら辺はどうですか。

委員長 この意見には、賛成できないということでもよろしいでしょうか、そうすると。

意（6） いや、議長が言われたように、要するに各委員会というのか常任委員会の中で、その都度、公共施設だけ全員で話すということも、案もあるということと言われたんですけれども。そこら辺で願いたいということですが。

委員長 では、議長に説明を求めます。

議長 先ほど私が言ったのは、連合審査会といやり方がありますよということと言ったんですけれども、この連合審査会というのは、例えば、総務建設委員会に付託をされます、議案が。そのときに総務建設委員会の中で、議案の範疇が我々の委員会の中だけでは少し難しいだろうということになった場合に、その総務建設委員会に福祉文教委員会を入れ込んで協議を、審議をするということもできるという話をさせてもらったんです。

ですから、それはあくまで付託先として福祉文教委員会が、これ、十分それでやれるのであれば、やる必要はないですし、総務建設委員会がやれるのであれば、それは全然、そこだけでやっていけばいいということです。だから、議案によって、そういうことも手法としてありますよという御紹介をさせていただいたので、基本的には議案が出てきたときに、それをどちらの議案にするのかということは、これは正副議長、それから議運の委員長の中で、事務

局も踏まえた中で決めていくということになります。

委員長 よろしいですか。

意（6） はい。では、議長案で結構です。

委員長 市政クラブさんからも、他の会派の方からも、不具合があれば、その都度調整していくと。

意（6） 議運で、はい。

委員長 調整していくということですので、そういう意味も含めて、よろしくお願ひいたします。

次に高志クラブさん、岡田公作議員。

意（5） 議長案で結構です。それで、先ほどのように不具合とか不測の事態発生時は、議運のほうでやっていただくという形で、よろしくお願ひします。

委員長 次に高浜市民の会さん、倉田利奈議員。

意（16） 同意見で結構です。

委員長 議長案でよろしいですね。

各会派の意見を伺いましたが、議長の提案に賛成との意見が一致しましたので、このとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、会期中の議会運営委員会の予定についてお願ひいたします。6月21日の金曜日、本会議第4日の終了後、自由討議を実施する案件を選定するため、各派会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので、よろしく御予定願ひします。

なお、各派会議において自由討議を実施する案件がなかった場合は、議会運営委員会を開催しない可能性もありますので、御了承ください。

最後に、令和元年9月定例会の日程を協議するため、議会運営委員会を6月26日の水曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思ひますので、御予定願ひします。私からは以上でございます。

その他、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 20 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長